

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案に対する意見の募集について</p>	<p>平成28年12月22日 組織犯罪対策企画課 生活安全企画課 交通企画課</p>
----------------------------	--	--

1 趣旨

仮想通貨交換業に対する業規制を内容とする情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「銀行法等改正法」という。）の成立に伴い、仮想通貨交換業に係る罰則を、警察庁所管の関係国家公安委員会規則に定められた暴力的不法行為等に追加することについて、意見公募手続きを行うもの。

2 改正の内容

(1) 関係罰則

銀行法等改正法による資金決済法の改正により新設される次の罰則

- ・仮想通貨交換業の不正登録
- ・無登録営業
- ・登録申請書における虚偽記載
- ・登録申請書に係る記載事項変更届出義務違反

(2) 規則の改正内容

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則を改正し、上記罰則の規定する罪に当たる行為を、「暴力的不法行為等」に追加する。

（暴力団対策法により、暴力的不法行為等に係る犯罪経歴保有者が一定割合以上であることが、指定暴力団としての指定の要件になっているもの。）

イ 上記罰則の規定する罪に当たる行為を行うおそれがある者であることを各法律における認定、許可又は登録の欠格事由とするため、次に掲げる各規則を改正する。

警備業の要件に関する規則（警備業法）

風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風適法）

暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃刀法）

国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（代行業法）

確認事務の委託の手續等に関する規則（道交法）

3 今後の予定

意見公募手続：平成28年12月26日（月）から平成29年1月24日（火）まで

施行期日：改正法の施行の日（平成29年4月1日を予定）

1 総額	319,705百万円
(1) 一般会計	318,522百万円
平成28年度予算額	327,690百万円
対前年度比較増減額	▲9,169百万円 (-2.8%)

	28年度予算額	29年度予算額	増△減額
人件費	105,593百万円	103,811百万円	△1,782百万円 (-1.7%)
物件費	222,097百万円	214,710百万円	△7,387百万円 (-3.3%)
交付税特会繰入れ	64,577百万円	62,402百万円	△2,174百万円 (-3.4%)
その他	157,520百万円	152,308百万円	△5,212百万円 (-3.3%)
合計	327,690百万円	318,522百万円	△9,169百万円 (-2.8%)

※ 計数については、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(2) 東日本大震災復興特別会計	1,184百万円
------------------	----------

2 主な内容

(1) テロ対策と大規模災害対策の推進	3,342百万円
(2) サイバー空間の脅威への対処	2,653百万円
(3) 客観証拠重視の捜査のための基盤整備	11,788百万円
(4) 組織犯罪対策の推進	4,441百万円
(5) 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進	3,257百万円
(6) 安全かつ快適な交通の確保	19,362百万円
(7) 警察基盤の充実強化	39,673百万円
ア 人的基盤の充実強化	595百万円
○ 地方警察官の増員 増員数 886人・192人 (震災関係)	
○ 国家公務員の増員 増員数 126人	
イ 装備資機材・警察施設の整備充実	39,077百万円
(8) 東日本大震災からの復旧・復興の支援	1,184百万円

3 組織改正

性的搾取等対策官・自動運転企画室の新設、警察行政運営企画室の時限撤廃

4 税制改正

教習用準中型自動車を取得した場合に特別償却を可能とする制度の導入

1 経緯

平成25年1月の日越首脳会談において、両首相が警察庁とベトナム公安省との間の次官級協議の開催に合意。同年11月の第1回協議（於：ハノイ）以降、毎年両国において交互に開催。日・ベトナム両国の警察分野での連携を強化するため、双方が関心を有する治安課題について意見交換等を実施。

2 日程及び開催場所

平成28年12月20日（火）

警察庁

3 出席者（代表）

日本側：栗生警察庁次長

ベトナム側：タイン公安省副大臣

4 協議の概要

(1) 議題

- 国際テロ対策
- 国際犯罪及び国際捜査協力
- サイバーセキュリティ

(2) 協議結果

- 協議テーマに関する情勢、施策、今後の取組等について率直に議論。
- 今後も、双方が関心を有する分野における情報交換等を活発に行い、協力を推進することで一致。

5 次回の開催

第5回協議は、ベトナムにおいて開催予定。

公安委員会 説明資料No. 4	銀行法施行令等の一部を改正する政令案による 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令等 の一部改正に対する意見の募集について	平成28年12月22日 組織犯罪対策企画課 警備企画課
--------------------	---	-----------------------------------

1 概要

平成28年6月に公布された情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「銀行法等改正法」という。）により、資金決済法が改正され、仮想通貨交換業を登録制とするなどの業規制が導入されるとともに、犯罪収益移転防止法が改正され、仮想通貨交換業者が、マネー・ローンダリング防止のために各種義務が課される特定事業者に追加された。

今般、平成29年4月に予定される銀行法等改正法の施行に向け、所要の下位法令の整備を行うに当たり、意見公募手続を行うもの（銀行法施行令等と併せて金融庁において実施）。

2 改正案の概要

(1) 犯罪収益移転防止法施行令の改正

ア 仮想通貨交換業に係る業務を、疑わしい取引の届出等の義務が課される「特定業務」とする。

イ 取引時確認等の義務が課される「特定取引」として、次のものを規定。

- ・ 仮想通貨の売買・交換を反復継続的に行うことを内容とする契約の締結
- ・ 200万円超の仮想通貨の売買・交換
- ・ 顧客の依頼に基づいて行う10万円超の仮想通貨の移転

(2) 犯罪収益移転防止法施行規則の改正

仮想通貨交換業者の業規制導入に伴う所要の改正

(3) 国際テロリスト財産凍結法施行令の改正

国際テロリストへの贈与等が規制される財産に仮想通貨を追加

3 今後の予定

意見公募手続：平成28年12月下旬から30日間

公布：平成29年2月下旬

施行：平成29年4月1日

公安委員会 説明資料No. 5	ベルリンにおけるクリスマス市 への車両突入事件について	平成28年12月22日 国際テロリズム対策課
--------------------	--------------------------------	---------------------------

1 事案の概要

- 12月19日午後8時（日本時間20日午前4時）頃、ベルリン中心部のブライツシャイト広場において開催されていたクリスマス市に大型トラックが減速することなく突入、約50メートル走行しながら客らを轢過し、12人が死亡、48人が負傷した（21日現在の当局発表）。邦人の被害は現在まで確認されていない。
- トラック車内からポーランド人男性の遺体が発見され、同人は、トラックを所有する運送業者に雇用されていた運転手であることが確認された。
- 事件直後、警察は現場付近において、パキスタン人男性1人の身柄を拘束していたが、20日、検察は証拠不十分で同人を釈放した。
- 検察は同日、「事件が単独犯によるものか、組織的な犯行であるかも依然として判然としない。」とコメントした。
- メルケル首相は同日、テレビ演説を行い、「状況を見る限りこれはテロ攻撃だ。」との見方を示した。
- 同日、ISILとつながりがあるとされる「アマーク通信」は、テレグラム上で「ドイツ・ベルリンにおけるこの驚くべき作戦を実行した者はイスラム国の兵士であり、（イスラム国に）対立する国を狙えとの呼び掛けに応じ、殉教作戦を行った。」と伝えている。
- 21日、過激派組織「イスラム国」の関係者と関わりがあったとみられるチュニジア人の男が公開手配された。

2 政府及び警察の対応

(1) 政府の対応

20日、在ドイツ日本国大使館に現地対策本部を設置し、外務省本省に欧州局長を長とする外務省連絡室を設置した。

(2) 警察庁の対応

ア 体制の整備

同日、国際テロリズム対策課長を長とする連絡室を設置した。

イ 全国警察への指示

同日、全国警察に対して、以下の措置を通じた国内におけるテロ対策の徹底を指示した。

○ テロ関連情報の収集

- 公共交通機関、地下街、テーマパーク、各種イベント会場等のソフトターゲットの管理者等に対する不審者、不審物件等の発見時における確実な警察への通報を働き掛けるなどの管理者対策